

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況【平成23年度】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
日本監査役協会	年会費	160,000	・1名100,000円 ・以降1名60,000円	6/10	当法人は、監査役の監査方法等の調査研究等を行っており、監査業務を行うにあたり、それら成果・情報を機関誌、講演会等の場を通じて得ることが必要であると判断したため。	公社	国所管	監事業務に有益なことから、継続加入する。ただし、登録監事の数を2名から1名に削減する。	有
日本プラントメンテナンス協会	年会費	1,200,000	一口100,000×12口	5/20、5/31、 6/10、8/10	当法人は、生産性向上や設備管理に関する調査研究を行っており、日常的な機械設備の点検等の業務を行うにあたり、それら成果・情報を講習会等の場を通じて得ることが必要であると判断したため。	公社	国所管	年会費として支出する額に対して、講習会等を通じて得られる便益が見合っていないことから、平成23年度をもって退会する。	無
日本内部監査協会	年会費	100,000	正会員100,000円	4/28	当法人は、内部監査及びこれに関連する諸分野に関する調査研究を行っており、内部監査業務を行うにあたり、それら成果・情報を機関誌、講演会等の場を通じて得ることが必要であると判断したため。	特社	国所管	年会費として支出する額に対して、講習会等を通じて得られる便益が見合っていないことから、平成23年度をもって退会する。	無
日本ボイラ協会	年会費	117,000	・1級30,000円×2口 ・2級21,000円×2口 ・支部会費25,000	4/20、5/20	当法人は、ボイラ・圧力容器に関する調査研究を行っており、ボイラ等の管理業務を行うにあたり、それら成果・情報を講習会等の場を通じて得ることが必要であると判断したため。	特社	国所管	年会費として支出する額に対して、講習会等を通じて得られる便益が見合っていないことから、平成23年度をもって退会する。	無
全日本病院協会	年会費	126,000	・年会費96,000円 ・人間ドック年会費30,000円	12/28	当法人は、病院に関する調査研究及び病院運営支援事業を行っており、病院運営を行うにあたり、それら成果・情報を機関誌、講習会等の場を通じて得ることが必要であると判断したため。また、当法人から人間ドック施設として指定を受けることにより、受診者数の増加が期待できると判断したため。	特社	国所管	年会費として支出する額に対して、講習会等を通じて得られる便益が見合っていないことから、平成23年度をもって退会する。	無
日本医師会	年会費	364,000	・A①会員 126,000円×2機関 ・B会員 28,000円×2機関	5/20、5/31、 6/10、6/20	当法人は、医師の生涯研修、地域医療の推進発展、保険医療の充実に関する事業等を実施しており、病院及び診療所における医療業務を行うにあたり、それらの情報を機関誌、講演会等の場を通じて得ることが必要であると判断したため。	特社	国所管	労働安全衛生法令により産業医の選任が義務付けられているため、継続入会する。ただし、年会費として支出する額に対して、講習会等を通じて得られる便益が見合っていないことから、1機関(東京病院)を除き、平成23年度をもって退会する。(東京病院を除き、日本医師会、都道府県医師会からは退会し、地域医師会からの加入へと見直し。)	有
日本プラントメンテナンス協会	研修費	1,075,200	-	7/20、1/31、 2/20	-	公社	国所管	見直し (研修費として支出しない。)	無

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況【平成23年度】

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		継続支出の有無
日本プラントメンテナンス協会	講習会への参加料	1,021,650	-	6/30、9/30、 10/7、10/31、 11/30、12/28、 3/30	-	公社	国所管	見直し (資格取得を目的として参加しない。)	有
日本プラントメンテナンス協会	受験料	273,000	-	4/30、10/20、 3/19	-	公社	国所管	見直し (受験料として支出しない。)	無
日本内部監査協会	講習会への参加料	846,300	-	5/20、5/31、 7/8、9/30、 1/20、3/19	-	特社	国所管	見直し (基礎講座、内部監査士認定講習会のみ参加。)	有
日本ボイラ協会	講習会への参加料	211,400	-	5/20、6/10、 6/20、6/30、 7/29、8/31、 9/20、11/10、 2/29	-	特社	国所管	見直し (工場ボイラ等を稼働させるため必要。ただし、新資格取得者は、有資格者の退職等人員配置を勘案しながら、必要最小人数に限定(資格維持に必要な講習参加者を含む。))	有
日本電気協会	講習会への参加料	147,850	-	7/20、11/10、 12/9、12/20、 1/31、3/19	-	特社	国所管	継続 (労働安全衛生法により、受講が義務付けられている資格講習(電気取扱業務の従事者)を実施しているため。)	有
行政情報システム研究所	霞が関WAN利用料	14,687,400	-	4/20、5/20、 6/20、7/29、 8/19、9/20、 10/31、11/30、 12/20、1/20、 2/20、3/19	-	特社	国所管	継続 (各省庁が利用に付している「霞が関WAN」に係る分担金であり、毎年度、指示額により支出。)	有
公務人材開発協会	講習会への参加料	425,960	-	6/30、7/20、 3/30	-	特財	国所管	見直し (参加者を必要最小人数に精査)	有
食品薬品安全センター	検査料	239,000	-	11/30	-	特財	国所管	見直し (契約へ移行。)	有
日本消防設備安全センター	講習会への参加料	528,230	-	4/8、5/10、 8/31、11/18、 11/30、12/9、 12/20、12/28、 1/10、1/31、 2/10、3/30	-	特財	国所管	継続 (消防法により、受講が義務付けられている資格講習(消防設備点検資格者)を実施しているため。)	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。